

京都府ダンススポーツ連盟普及奨励事業補助支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 京都府ダンススポーツ連盟（以下「KDSF」という。）は、KDSF加盟の支部又はサークルが、KDSFの目的に沿って、ダンススポーツのより一層の活性化、普及奨励等を図るため、不特定多数のKDSF会員に対して行う事業等に要する経費の一部について、当該交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助支援金を交付することとする。

(補助支援対象団体)

第2条 この補助支援金の交付対象となる団体（以下「補助支援対象団体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) KDSFに加盟している市町村支部（以下「支部」という。現在は、京都市・宇治市・長岡京市）
- (2) KDSFに加盟しているサークル（以下「サークル」という。）

(補助支援対象事業)

第3条 この補助支援金の交付対象となる事業等（以下「補助支援対象事業」という。）は、補助支援対象団体がKDSF会員を対象として、各支部又はサークルの活性化、会員の拡大、普及等を目的として行う事業であり、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支部又はサークルの講習会（技術講習会・指導員講習会等）
- (2) 支部又はサークルの発表会及び行事・イベント、並びにその他の諸活動等でKDSF理事会が妥当と認めた事業等

(補助支援金の額)

第4条 補助支援金の額は、附則第2条各号の規定に基づき、予算の範囲内において、KDSF理事会承認後、当該補助支援対象事業経費の2分の1を上限とする。

(補助支援金の交付申請)

第5条 補助支援金の交付を受けようとする補助支援対象団体は、「京都府ダンススポーツ連盟普及奨励事業補助支援金交付申請書（別記様式第1号）」に関係書類を添えて、別に定める期日までに連盟に提出しなければならない。

(交付申請内容の変更)

第6条 補助支援対象団体が前条に規定する交付申請書並びに関係書類に記載された内容に著しく変更等が生じた場合は、変更後の第5条に規定する書面に変更理由書(任意様式)を添えて、速やかにKDSFに報告をして、承認を受けなければならない。

(補助支援金の交付決定)

第7条 KDSFは、第5条又は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、KDSF理事会で審査の上、決定を行うこととする。

2 KDSFは、補助支援金の交付決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を「京都府ダンススポーツ連盟普及奨励事業補助支援金交付決定通知書(別記様式第2号)」により、補助支援対象団体に通知するものとする。

3 KDSFは、この要綱等に該当しなかった当該団体については、その旨を連絡するものとする。

(実績報告)

第8条 補助支援対象団体は、補助支援対象事業が完了したときは、「京都府ダンススポーツ連盟普及奨励事業補助支援金実績報告書(別紙様式第3号)」に収支決算書その他KDSFが必要とする関係書類を添えて、KDSFに報告しなければならない。

(補助支援金の額の確定)

第9条 KDSFは、補助支援対象団体から補助支援対象事業の完了に伴い、前条の規定に基づき別記様式第3号等による報告を受けた場合においては、報告書の書類審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助支援金の額を確定し、当該補助支援対象団体の指定金融機関口座に補助支援金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、KDSF理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要項は平成27年度事業から適用する。

(支部・サークル補助基金の創設について)

第2条 支部及びサークルへの支援は、KDSFにとって最も重要な事業の一つであることに鑑み、京都府ダンススポーツ連盟普及奨励事業補助支援金の財源確保の観点から、「支部・サークル補助基金」を創設し、次の各号により取り扱うこととする。

- (1) 総会において承認された支部・サークル補助基金は、原則として翌年度の支部・サークル補助支援金総額とする。
- (2) 補助金基本単価は、KDSFに加盟している『(京都府DSC会員数×7) + (京都府DSC以外のKDSF登録済サークル会員数×12)』を分母とし、『総会において承認された支部及びサークル補助基金』を分子とする。
- (3) 各サークルへの補助支援金上限額は、次のとおりとする。
 - ① 京都府DSCは、「(京都府DSC会員数×7) × (補助金基本単価)」
 - ② 京都府DSC以外のサークルは、「(当該サークルのKDSF登録済サークル会員数×12) × (補助金基本単価)」
- (4) 支部が各サークルをまとめて事業等を行なう場合は、当該支部に補助支援金を支給することとする。この場合、参加サークルの補助支援金総額を支部に振り替えるものとする。
- (5) 支部・サークル補助基金に年度残額が生じた場合は、次年度の支部・サークル補助基金に繰り入れることとする。